

# 資料編

- 議会基本条例制定自治体一覧表
- 8自治体議会における条例の制定経過・概要・特徴
- 議会基本条例規定事項 集計結果
- 視察報告書（写）
- 議会改革に関する検討調査部会アンケート（平成22年4月実施）集計結果
- 行政視察 視察先一覧（平成12年～21年）
- 平成20年度行政視察 予算・決算状況について
- 行政視察 協議結果一覧

## ■ 全国議会基本条例制定自治体一覧表(平成22年4月27日現在、全106条例)

※議決日順に掲載。

※都道府県10、政令市3、特別区0、市59、町村34、計106議会

No.	都道府県	条例名称	議決日	施行日
1	【神奈川県】	横須賀市議会会議条例	H14.12.17	H14.12.20
2	【福島県】	須賀川市議会基本条例 (「基本条例」の名称を用いた初めての条例だが、内容は議会の基本事項を定める条例を一本にまとめたものであり、横須賀市議会会議条例に近いものになっている。 自治のあり方の基本として議会活動を定めた栗山町以降の議会基本条例とは趣旨が異なっている。)	H16.12.20	H17.1.1
3	【北海道】	栗山町議会基本条例 (最初の議会基本条例とされている)	H18.5.18	H18.5.18
4	【神奈川県】	湯河原町議会基本条例	H18.12.12	H21.4.1
5	【三重県】	三重県議会基本条例(都道府県では初)	H18.12.20	H18.12.26
6	【三重県】	伊賀市議会基本条例(市では初)	H19.2.28	H19.2.28
7	【北海道】	今金町議会基本条例	H19.3.15	H19.5.1
8	【岩手県】	一関市議会基本条例	H19.6.26	H19.6.28
9	【島根県】	出雲市議会基本条例	H19.11.29	H19.11.29
10	【茨城県】	鉾田市議会基本条例	H19.12.14	H19.12.21
11	【鳥取県】	南部町議会基本条例	H19.12.18	H19.12.25
12	【京都府】	京丹後市議会基本条例	H19.12.20	H21.4.1
13	【島根県】	邑南町議会基本条例	H19.12.20	H19.12.25
14	【愛知県】	北名古屋市議会基本条例	H19.12.21	H20.7.1
15	【山形県】	庄内町議会基本条例	H20.3.4	H21.4.1
16	【埼玉県】	ときがわ町議会基本条例	H20.3.4	H21.4.1
17	【宮城県】	松島町議会基本条例	H20.3.6	H20.6.1
18	【北海道】	知内町議会基本条例	H20.3.11	H21.4.1
19	【大阪府】	熊取町議会基本条例	H20.3.27	H21.4.1
20	【福島県】	会津若松市議会基本条例	H20.6.18	H20.6.23
21	【福島県】	福島県議会基本条例	H20.7.9	H20.7.11
22	【神奈川県】	大井町議会基本条例	H20.9.2	H21.1.1
23	【福島県】	大玉村議会基本条例	H20.9.17	H20.10.1
24	【滋賀県】	東近江市議会基本条例	H20.9.24	H20.9.24
25	【鹿児島県】	薩摩川内市議会基本条例	H20.9.26	H20.10.12
26	【千葉県】	松戸市議会基本条例	H20.12.3	H21.4.1
27	【岩手県】	岩手県議会基本条例	H20.12.10	H21.4.1
28	【大分県】	大分市議会基本条例	H20.12.15	H21.4.1
29	【福岡県】	久留米市議会基本条例	H20.12.17	H20.12.26
30	【神奈川県】	神奈川県議会基本条例	H20.12.18	H20.12.26
31	【徳島県】	北島町議会基本条例	H20.12.19	H21.4.1
32	【長崎県】	大村市議会基本条例	H20.12.19	H21.4.1
33	【島根県】	松江市議会基本条例	H20.12.19	H20.12.25
34	【静岡県】	菊川市議会基本条例	H21.1.28	H21.2.13
35	【埼玉県】	所沢市議会基本条例	H21.2.26	H21.3.3
36	【新潟県】	新発田市議会基本条例	H21.2.27	H21.4.1
37	【宮崎県】	高千穂町議会基本条例	H21.3.3	H21.4.1
38	【秋田県】	藤里町議会基本条例	H21.3.10	H21.4.1
39	【北海道】	福島町議会基本条例 (まちづくり基本条例と同時制定)	H21.3.11	H21.4.1
40	【栃木県】	栃木市議会基本条例	H21.3.18	H21.4.1
41	【埼玉県】	大利根町議会基本条例	H21.3.18	H21.4.1

【裏面あり】

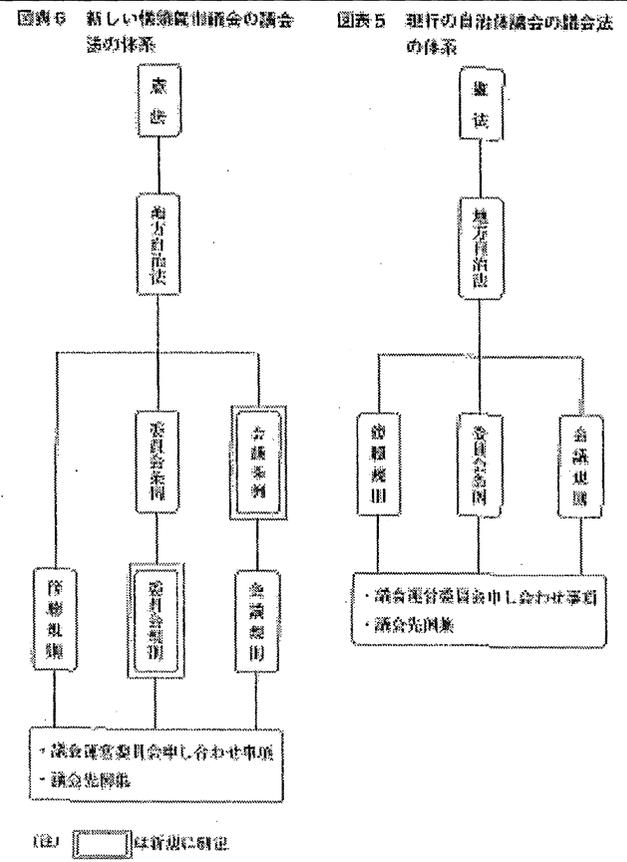
42	【鳥取県】	北栄町議会基本条例	H21.3.18	H21.4.1
43	【山口県】	山口市議会基本条例	H21.3.18	H21.4.1
44	【埼玉県】	鶴ヶ島市議会基本条例	H21.3.19	H21.3.25
45	【長野県】	松本市議会基本条例	H21.3.19	H21.4.1
46	【香川県】	宇多津町議会基本条例	H21.3.19	H21.4.1
47	【千葉県】	流山市議会基本条例(自治基本条例と同時制定)	H21.3.24	H21.4.1
48	【静岡県】	島田市議会基本条例	H21.3.24	H21.4.1
49	【大阪府】	大阪府議会基本条例	H21.3.24	H21.4.1
50	【北海道】	三笠市議会基本条例	H21.3.25	H21.4.1
51	【徳島県】	小松島市議会基本条例	H21.3.25	H21.4.1
52	【福岡県】	春日市議会基本条例	H21.3.25	H21.4.1
53	【北海道】	名寄市議会基本条例	H21.3.26	H21.4.1
54	【京都府】	精華町議会基本条例	H21.3.26	H22.1.1
55	【佐賀県】	佐賀市議会基本条例	H21.3.26	H21.4.1
56	【大分県】	大分県議会基本条例	H21.3.26	H21.4.1
57	【鹿児島県】	さつま町議会基本条例	H21.3.26	H21.4.1
58	【兵庫県】	朝来市議会基本条例	H21.3.30	H21.4.1
59	【愛知県】	豊田市議会基本条例	H21.5.14	H21.5.18
60	【岩手県】	宮古市議会基本条例	H21.6.5	H21.6.16
61	【宮城県】	宮城県議会基本条例	H21.6.16	H21.6.26
62	【宮城県】	川崎町議会基本条例	H21.6.16	H21.7.1
63	【神奈川県】	川崎市議会基本条例	H21.6.17	H21.7.1
64	【佐賀県】	嬉野市議会基本条例	H21.6.18	H21.7.1
65	【奈良県】	天理市議会基本条例	H21.6.19	H21.9.1
66	【埼玉県】	久喜市議会基本条例	H21.6.24	H21.6.26
67	【香川県】	観音寺市議会基本条例	H21.6.25	H21.7.1
68	【神奈川県】	葉山町議会基本条例	H21.6.29	H21.10.1
69	【北海道】	北海道議会基本条例	H21.7.3	H21.7.10
70	【神奈川県】	大磯町議会基本条例	H21.7.24	H21.11.11
71	【長崎県】	雲仙市議会基本条例	H21.9.17	H21.9.17
72	【長野県】	長野市議会基本条例	H21.9.24	H21.9.25
73	【沖縄県】	読谷村議会基本条例	H21.9.25	H21.10.1
74	【静岡県】	牧之原市議会基本条例	H21.9.25	H21.10.30
75	【岩手県】	奥州市議会基本条例	H21.9.28	H21.11.1
76	【鳥取県】	若桜町議会基本条例	H21.9.29	H21.9.30
77	【福島県】	伊達市議会基本条例	H21.9.29	H21.10.1
78	【長野県】	長野県議会基本条例	H21.10.2	H21.10.15
79	【鹿児島県】	霧島市議会基本条例	H21.10.9	H21.10.28
80	【愛知県】	岡崎市議会基本条例	H21.11.13	H21.11.16
81	【高知県】	高知県議会基本条例	H21.11.27	H21.11.30
82	【千葉県】	長生村議会基本条例	H21.12.11	H21.12.14
83	【福岡県】	八女市議会基本条例	H21.12.11	H22.2.1
84	【岩手県】	陸前高田市議会基本条例	H21.12.17	H22.1.1
85	【兵庫県】	洲本市議会基本条例	H21.12.17	H22.3.19
86	【埼玉県】	さいたま市議会基本条例	H21.12.18	H22.4.1
87	【岐阜県】	北方町議会基本条例	H21.12.22	H22.4.1
88	【鳥根県】	益田市議会基本条例	H21.12.22	H21.12.25
89	【北海道】	和寒町議会基本条例	H21.12.22	H22.4.1
90	【宮城県】	蔵王町議会基本条例	H22.2.16	H22.2.16
91	【北海道】	帯広市議会基本条例	H22.3.1	H22.4.1
92	【秋田県】	小坂町議会基本条例	H22.3.2	H22.4.1
93	【福井県】	越前市議会基本条例	H22.3.3	H22.4.1
94	【熊本県】	御船町議会基本条例	H22.3.8	H22.4.1
95	【東京都】	多摩市議会基本条例	H22.3.8	別に規則で定める日

96	【神奈川県】	開成町議会基本条例	H22.3.16	H22.4.1
97	【宮城県】	岩沼市議会基本条例	H22.3.16	H22.4.1
98	【奈良県】	平群町議会基本条例	H22.3.18	H22.4.1
99	【愛知県】	名古屋市議会基本条例	H22.3.19	H22.3.19
100	【福岡県】	小郡市議会基本条例	H22.3.19	H22.5.14
101	【岐阜県】	多治見市議会基本条例	H22.3.23	H22.4.1
102	【宮崎県】	えびの市議会基本条例	H22.3.24	H22.4.1
103	【広島県】	三次市議会基本条例	H22.3.24	H22.4.1
104	【大阪府】	大東市議会基本条例	H22.3.25	H22.4.1
105	【兵庫県】	養父市議会基本条例	H22.3.26	H22.4.1
106	【宮城県】	石巻市議会基本条例	H22.4.23	H22.4.23



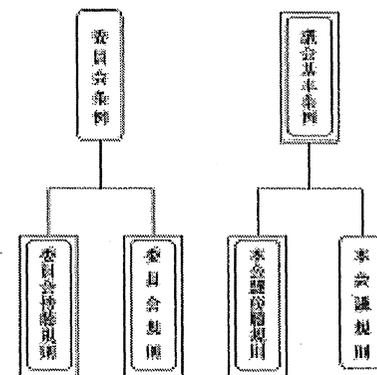
## 8自治体議会における条例の制定経過・概要・特徴

議決時期・定数	条 例	経過・概要・特徴等
<p>H14.12 議員定数 45 人口 43 万</p>	<p><b>横須賀市議会会議条例</b> 9 条、附則からなり、「議員の定数」「定例会の回数」「会期」「請願書の記載事項」など議会の基本的な事項を定めている。</p>	<p>情報化時代の最先端を行くといわれる市役所と同様に議会も情報化が進んでいる。H9.9 には議会独自のホームページを開設し、H14 からは全議員にノート型パソコンを支給。また、早くから議会の役割が大きくなる分権時代を予想し、議員定数、議長の在任期間、市長の審議会への議員の参画の見直し、議事手続きなどの課題を検討し、議会改革を行ってきた。</p> <p>H13.9 議会制度検討会を議長の諮問機関として設置。「より開かれた議会を目指し、現行議会制度の問題点を見直すとともに、地方分権時代にふさわしい横須賀市議会の制度を構築するため」を目的とした。</p> <p>検討内容は、①現行会議規則、委員会条例、傍聴規則に加え、議会運営委員会申合せ事項、議会先例集の抜本的な見直しと改正、②文書化していない慣例などの見直しと明文化であった。</p> <p>背景として、市議会の現行の会議規則等が、制定以来、根本的な改正が行われておらず、最近の会議運営、とりわけ分権時代にふさわしい議会運営、委員会運営にそぐわないが生じてきていた。議員の間で、今まで行ってきた議会の改革は、会議運営の基本を定めた会議規則等を徹底的に見直すことなくしては完成しないと強く認識されたのである。</p> <p>検討会は、都合 15 回に及ぶ会議を重ね、H 14.6 月、9 月、12 月にそれぞれ答申を行い、議会関係の条例、規則、先例の徹底的な見直しと、議会の新たな法体系の構築を提言している。</p> <p>今までの固定観念にとらわれず、分権時代にふさわしい発想の大転換を図り、議員によって立案され、議会に提出された会議条例案は、H14.12 全会一致で可決し、成立。同時に新たな会議規則改正案等も全会一致で可決・成立した。</p>



<p>H16.12 議員定数 28 人口 8 万</p>	<p>須賀川市議会基本条例 9 条、附則からなり、「議員の定数」「定例会の回数」「会期」「請願書の記載事項」などを定めている。</p>	<p>H12.4 の地方分権一括法施行を受け、市議会は自治体議会の役割・機能がますます増大すると強く認識した。特に「住民代表機関として住民の声を直接聞き、自ら主体的に条例を制定する機能」「執行部とは異なる観点から、住民意思を条例に反映させるような修正機能」「住民の生の声や議会質疑を通じて得た行政情報をもとに、日常の行政に対するチェックを効果的に行うことによって、住民の意思を行政に反映させる役割」を認識し、強調している。</p> <p>議長は、H14.5、議会運営委員会に対し、地方分権時代にふさわしい、より開かれた議会を目指し、市に合致した会議規則の検討を諮問した。議会運営委員会で調査、検討を行い、市議会の基本的事項、言い換えれば市民にとって直接関係のある事項を一本の条例として「議会基本条例案」としてまとめた。自治の基本を定めるのが「自治基本条例」であり、議会の基本を定めるのは「議会基本条例」とすべきであるとされた。議長への答申後、16.12 定例会に 8 名の議会運営委員会委員により提出、全会一致で可決された。</p> <p>議会に関する規則、条例、規程という法体系を、基本的に条例、規則、規程という一般的な法体系に改め、さらに、規則、傍聴規則も本会議に関するものと委員会に関するものとに分けて体系化している。新たに議会基本条例と委員会規則を制定し、市民にも分かりやすい議会法の体系にしている。</p>
<p>H18.5 議員定数 18 人口 1.4 万 一般に最初の議会基本条例とされる。</p>	<p>栗山町議会基本条例 4 年半の間に取り組んできた議会改革・活性化策を安定化・恒久化させるため、これまでの集大成として条例を制定。 前文、25 条(改正前は 21 条)、附則からなる。</p>	<p>H12.4 の地方分権一括法施行を受け、市議会は自治体議会の役割・機能がますます増大すると強く認識した。そこで、自治体議会がいかに住民に理解され、支持される活動を展開したらよいかを考え、翌 13 年から様々な議会活性化策を検討、実施してきた。</p> <p>例えば、H 14.3 に議員提案で「栗山町議会情報公開条例」を制定して議会情報の公開に積極的な姿勢を示し、6 月にはインターネットによる議会ライブ中継を開始。同時に、議員は財政に弱いといわれるが、その対策として「中長期財政問題等特別委員会」を設置し、町財政の現状、課題を徹底的に検討し、検証している。H 18.5 からは議会録画中継配信の運用を開始した。H 15.3 からは一般質問で一問一答方式を採用。また 15.11 月には長提出の条例案を初めて修正可決している。H 16.3 議員定数を削減し、そして H 17.3 には議会基本条例の立案に大きな契機となる全国で二例目、北海道で初めての「議会報告会」を実施している。</p>

図表 7 新しい須賀川市議会の議会法の体系



(注) □ は新規に制定

		<p>この議会報告会は、「議員は選挙のときに来るだけで後はサッパリ来ない」といった住民の批判に応えるための取り組みであり、年に一度、予算を議決する三月定例会のあとに行う。全議員を三班に分け、それぞれの班が4会場、計12会場に出向き、町民と意見を交換するものである。</p> <p>報告会は、班の最年長議員が議事運営を行い、前半は、一般質問の概況、予算審議、結果の概況などについて議員が説明し、答弁も行っている。後半は、住民の行政や議会、議員に対する意見、要望を聞いている。このため議員は議会審議に熱心になり、幅広く勉強しているという。住民からの町政に対する要望や提言は町長に伝え、これに対する町長の結論は議会報で公表している。</p> <p>議会報告会の参加者は、H17年は370人、H18年は237人。そしてH17.3の議会報告会で、町民から選挙で議員が変わっても継続して議会報告会を開催するように条例で明確に規定するべきとの意見が出された。こうした意見や、様々な議会活性化案の経験が議会基本条例を立案し制定する弾みになっているといえる。</p> <p>H17.3の報告会終了後、5月に議会基本条例の策定の準備作業に着手し、策定原案を取りまとめている。11月に原案が議会運営委員会に諮問され、H18.3定例会に基本条例原案の中間報告が行われた。そして4月の議会報告会で、全国で初めてとなる議会と住民の約束事を定めた基本条例について報告したのち、大学教授を招いて議員研修会を実施。5月の臨時会で全会一致で条例案を可決。</p> <p>〈栗山町議会基本条例の特徴〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民や団体との意見交換のための議会主催による一般会議の設置</li> <li>・ 請願、陳情を町民からの政策提案として位置づけ</li> <li>・ 重要な議案に対する議員の態度（賛否）を公表</li> <li>・ 年1回の議会報告会の開催を義務化</li> <li>・ 議員の質問に対する町長や町職員の反問権の付与</li> <li>・ 政策形成過程に関する資料の提出を義務化</li> <li>・ 5項目にわたる議決事項の追加</li> <li>・ 議員相互間の自由討議の推進（議題を中心に議員相互に自由に発言し合い、討論する。議事手続きとしては、提案理由の説明→質疑→自由討議→討論→採決である。）</li> <li>・ 政務調査費に関する透明性の確保</li> <li>・ 議員の政治倫理を明記</li> </ul>
--	--	---

		<p>・ 最高規範性、4年に1度の見直しを明記</p>
<p>H18.12 議員定数 51 人口 186 万 都道府県では初めての議会基本条例とされている。</p>	<p>三重県議会基本条例 前文、28条、附則からなり、内容は①二元代表制のあり方、②議会と知事の関係、③政務調査費を始めさらなる情報公開、④議会の機能強化、⑤附属機関の設置などである。</p>	<p>自治体改革の旗手として次々と新しい改革を進める知事に誘発され、これに負けまいと議会を改革する意識を高め、改革を実施に移してきた。</p> <p>H7.10「議会に係る諸問題検討委員会」（正副議長と各会派代表 3名 計 5名）を設置し、いわゆる「議会文化」の改革を行った。その結果、会期中の旅費支給の厳格化、全議員に配付される私鉄優待パスの全廃、議会報の充実などの改革を実施。</p> <p>翌 H8.9 さらに本格的に議会の改革を進めるため「議会改革検討委員会」（正副議長と各会派代表 計 6名）を設置。本会議一般質問のテレビ中継の実施、委員会会議録の作成、委員会の県内調査の際の執行部の随行廃止、県情報公開条例の実施機関として議会が加わることを実施した。その他、委員会室に入れない傍聴者のためのテレビモニターの設置、議長交際費の見直し、視察の定期的情報の県民への提供、委員会室などの禁煙化、議長・委員長等の当て職の原則禁止、県政調査費の交付金の一層の適正化、海外視察の見直し、海外視察の支度料の廃止、全国で始めて応招旅費を廃止し普通旅費化、議員定数の削減などである。</p> <p>H12からは全員協議会において、正副議長の立候補制を採用し、正副議長の公明化を図っている。</p> <p>H14.3には、「三重県議会の基本理念と基本方向を定める決議」を議決。</p> <p>H15.2からは、議会傍聴者の写真撮影、ビデオ録画等を解禁し、同時に議場を対面演壇方式に改め、一括質問一括答弁方式から一問一答方式を含む分割質問方式に変更。この一問一答方式を現在約 9 割の議員が行っているという。</p> <p>H 15.10には、議会のあり方の調査研究、他議会との相互交流を目的とする全議員からなる「議会改革推進会議」を設けた。この会議は、H17.1に「全国自治体議会 改革シンポジウム」を開催。</p> <p>H 17.5には「議会基本条例研究会」（議長と会派代表 5名）を設置、翌 H 18.5には「議会基本条例検討会」（各会派 12名）を設置して条例案素案を検討。</p> <p>H18.12 定例会で条例案を提出、議会運営委員会に付託され審査したのち、本会議で全会一致で可決・成立。当時の新聞でも大きく取り上げられた。</p>
<p>H19.3 議員定数 34 人口 9.7 万</p>	<p>伊賀市議会基本条例 前文、23条、附則からなる。 自治基本条例が先に制定さ</p>	<p>H16.12「伊賀市自治基本条例」を制定し、議会については第五章を設けていた。市議会ではこれらの規定の内容に応えるためには、議会の活性化を進め、議会基本条例を制定することが必要であると認識した。そこで、市議会は、議会改革、議員政治倫理条例の制定、議会申し合わせ事項の見直し、議会基本条例の制定について</p>

<p>市では初めての議会基本条例とされている。</p>	<p>れている。</p>	<p>検討するために「議会改革検討委員会」を設置した。議会基本条例の制定については最終的な結論をまとめきれずに検討を中止していた。(議会政治倫理条例案はまとめられ、H17.9 定例会で可決・成立。)</p> <p>H18.4 議長選挙の所信表明会で議会基本条例の制定など五つの公約を掲げた女性議員が議長に選ばれたことを契機に、5月に私的諮問機関として「議会のあり方検討委員会」(会派代表7名で組織)を設け、①議会基本条例の制定、②政務調査費の使途、③議員定数の見直しの三項目の検討を諮問。これまでの議会改革検討委員会の検討結果を白紙に戻し、まず主権者である市民の議会や議員に対する意見、提案を聞く「市民と議会の意見交換会」を3か月かけて56会場で実施し(約500人の市民が参加)、その後あり方検討委員会が素案をまとめた。素案についてはH18.11にタウンミーティングを6か所で開催し、市民の意見を織り込んで最終的な条例案をまとめ、議長に答申した。</p> <p>答申を受けた議長は、12月にパブリックコメントを実施したうえで、一旦議員全員懇談会に提出したが、議員からの意見を踏まえ、全員一致を理想と考えた議長は12月定例会への提出を見送り、その後7回にわたり議員全員懇談会が開かれ、審議、検討が行われた。ここでは市長等への反問権の付与、議会報告会などの問題が議論され、盛り込まれることとなった。</p> <p>条例案はH19.3定例会に提出され、継続審議の動議が否決されたのち、条例案は賛成多数で可決された。</p> <p>条例の特徴として挙げられるのは、①議会報告会(毎定例会後1か月以内に、議員5~6名からなる6班編成で基本的には小学校区単位で開催。会場設営、受け付け、後片付け等すべて議員が行う。)、②市長等への反問権の付与、③文書質問(議員の執行部に対する口利きや働きかけの防止)、④政策討論会(全議員で構成される事実上の組織であり、座長が主宰。重要な政策及び課題に対して議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得ることを目的とする。議会審議における論点の明確化のため、市長が提案する重要な政策について、市長に政策の発生源や総合計画との整合性、財源措置、コスト計算など7項目を明らかにするよう条文に規定している。)である。</p>
<p>H19.12 議員定数 30 人口 6.3万</p>	<p>京丹後市議会基本条例 前文、21条、附則からなる。</p>	<p>行財政の見直し、効率化に関する議論の総括として、議会自らの改革について、H18.9に14名を委員とする議会改革特別委員会を立ち上げた。</p> <p>委員会では検討課題を、①議員の役割と任務、②議会基本条例の検討、③議員定数の検討、④議員報酬の検討、⑤政務調査費の検討、⑥議会の活性化の検討、⑦市民へのわかりやすさと市民参加の検討、⑧基本事項についての検討、の8項目に整理し、これと並行して改革行程表と委員会スケジュール骨子をまとめた。</p>

		<p>次に、これら課題を検討するための具体的取り組みとして、講師を招いての研修や、フォーラムへの参加を行った。</p> <p>また、研修と並行して市議会に関するアンケート調査を実施し、市民 2,500 人と行政関係団体等経験者約 600 人を対象に全 16 問の質問について回答を依頼し、1,263 人の市民から回答を得た。</p> <p>その内容は、合計 8 割以上の市民が市議会に関心を持っているとの結果が得られたものの、議会の活動を評価する回答は 4 割未満にとどまった。また、「もっと住民の声を聴くべき」等、多くの市民から厳しい意見が寄せられた。このアンケートにより、議会は議員が思う以上に市民から遠い存在と感じられていることが明確となったが、同時に議会改革が必要だとする回答が 6 割を占めた。</p> <p>さらに「議会改革について意見を聴く会」を 7 会場で実施し、議会に対する率直な意見を市民から直接聴く機会を設けた。</p> <p>この意見を聴く会と、アンケートが、後の議会改革の議論を大きく方向付けたといわれている。</p> <p>H19.4 に、それまでの研修と調査の結果を踏まえ、委員会において「議員定数・報酬と政務調査費に関する中間決定報告書」を作成、公表し、意見聴取会（議場での公聴会）とパブリックコメントを実施。これらの意見を参考に検討を行った結果、政務調査費については交付しないものとした。</p> <p>H19.7 からは、議会の合意を得た上で議会基本条例の制定に向けて条文の検討に着手した。条例案としてまとめる中で、一問一答、委員会での自由討議や懇談会等、すでに実施していることも多く、全体的にはスムーズに進んだが、委員の中で大きく議論になったのは、議会報告会、反問権、議決事項の追加についてであった。特に議決事項の追加については執行部とも議論となったが、他自治体の事例を研究して資料を作成し、時間をかけて粘り強く取り組む中で理解を得ることができた。</p> <p>12 月議会で全員賛成で可決され、施行に関し必要な事項については、別途議会基本条例運用基準を定めている。</p>
<p>H20.6 議員定数 30 人口 12.8 万</p>	<p>会津若松市議会基本条例 前文、22 条、附則からなる。</p>	<p>H19.7 の検討委員会設置から 1 年間かけて 19 回の検討を重ね、全員一致で議員政治倫理条例とセットで制定。学識経験者が主導して理念先行で観念的な条文を並べるのではなく、最初から最後まで議会主導での条例づくりを貫いた結果、条例は現実を踏まえた内容となり得た。</p> <p>条例づくりは全員協議会（4 回）や会派代表者会議（5 回）との間でのフィードバックに支えられていたもので、検討委員会の独り相撲になることがなく、議員全員一致での制定につながった。</p>

		<p>制定された条例の特徴は、①議会の多様な市民の意思を代表する機関として自己規定し、市民との「協働」を議会活動の基本に据えていることであり、そのことは条例前文に顕著に示されている。②市民参加を礎とした議会という基本的性格を実践化する柱として考えられた市民との意見交換会と、意見交換会に基礎付けられる議会内での政策討論会、③意見交換会と政策討論会の企画・運営を担い、広報広聴機能の充実のための機関として設置された広報広聴委員会、である。</p> <p>条例を一言でいえば、「市民参加を機軸とした新たなマネジメントサイクルモデルの確立と実践によって、積極的な政策形成を行い、まちづくりに貢献していくこと」を目指したものである。条例制定後の第1回意見交換会では294人が参加し、215の意見があった。当初、議員の間には「出された意見の一つひとつに対応しなければ」という強迫観念が多数を占めていたが、さまざまな個別の意思を統合していくという議会の機能を踏まえ、「個々の意見には個別に対応しない」という方針を、協議の上確認した。その代替として採用したのが、「課題を一般化することで、市民意見・要望に応えよう」とする政策形成サイクルモデルである。</p> <p>この政策形成サイクルとは、①多数の意見から問題を発見し、発見した問題を一般化することで課題（テーマ）設定を行う、②次いでテーマについて調査研究（インプット）することで具体的な政策（条例制定・議案修正・政策提言）として立案・決定（アウトプット）するとともに、③政策執行による「地域振興と市民福祉向上への成果（アウトカム）」を説明・報告するという一連のサイクルを構築し、実践しようとするものである。基本的に、①は意見交換会＋広報広聴委員会が、②は政策討論会が、③は意見交換会が主戦場となる。</p>
--	--	---

H21.3

議員定数 12

人口 0.59 万

福島町議会基本条例  
前文、29 条、附則からなる。

平成 11 年から議会の自己評価、通年議会、反問権、傍聴人の討議への参加など、さまざまな改革の先行実施（試行）を経て、基本条例として H21.3.11 賛成多数で可決。提案までに町民懇談会を行った。

特徴としては、①二元代表制の明記、②まちづくり基本条例と議会基本条例 2 つの条例を同時施行、③政策立案→執行→監視まで議会が関わっていく、④文書質問（閉会中でも議員は質問できる。）、⑤『善政競争』という言葉を初めて使用、⑥附属機関を設置、⑦議会費は町長等と協議して適正は費用を議会が確立するよう努める、⑧「議会・議員評価」「議会白書」を作成し、議会・議員の評価を 1 年ごとに公表している、⑨傍聴者の討議参加と「議会への参画を奨励する規則」の制定、⑩議決事件の拡大、⑪通年議会 等。

町議会は「開かれた議会づくり」と「議会ホームページ」が評価され、第 1 回マニフェスト大賞審査委員会特別賞、第 2 回マニフェスト大賞最優秀成果賞、第 3 回マニフェスト大賞ベスト・ホームページ賞を連続受賞した。

